令和6年度 臼杵市産業・雇用促進事業補助金募集要項

1. 事業の目的

本市における中小企業の成長促進及び市民の積極的な雇用促進を図るため、市内で事業を営む中 小企業者の設備投資や雇用に係る経費に対し、予算の範囲内において臼杵市産業・雇用促進事業補 助金(以下「補助金」という。)を交付します。

2. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす事業者

- (1) 市内において**1年以上製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービ** ス業を営む事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 市内の事業所において<u>付加価値額*向上に取り組むための設備投資等を実施予定</u>であり、申 請時と比較して**3年後に9パーセント以上の付加価値額向上が見込める事業計画**を有している こと。
 - ※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費
- (3) 申請時において本市から税が賦課されており、完納していること。

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は補助対象者となりません。

- 臼杵市暴力団排除条例(平成23年臼杵市条例第2号)第6条第1号に規定する暴力団関係者
- 国、県その他機関から同様の趣旨の他の補助金等を受ける事業であること。
- 過去に補助金又は臼杵市企業立地促進条例(平成19年臼杵市条例第7号)による助成金の交付を受けた中小企業者で、かつ、交付決定を受けた日が属する年度の末日から2年を経過していない者

3. 補助対象経費等

- (1) 付加価値額向上に取り組むための設備投資等(補助率 1/2、上限 150 万円)
 - 機械装置費(整備費、設置工事費、運搬費等、機械装置等の導入に不可欠な経費を含む。)
 - システム構築費
 - 事業所改修費
 - ※パソコン、タブレットなど汎用性の高いもの及び消費税相当額は、補助対象外です。 また、補助対象となる設備投資等については、原則として市内業者に発注すること。
- (2) 新規雇用した労働者に対する人件費(補助率 1/2、1 人あたり上限 10 万円、5 人まで)
 - 令和5年1月1日~12月31日に新規雇用した労働者*に支払った給与・賃金 (3か月分以上支払われている場合に限る。手当等は除く。)
 - ※本補助金における労働者とは、市内に住所を有し、市内の事業所に雇用された雇用保険の被保険者のことです。

4. 事業スキーム

①事業計画書 経営革新等 認定支援機関 ②事業計画書に (商工団体、金融機関等) 関する確認書 ③採択申請 ④採択(不採択)通知 申請者 採択された場合 事業実施期間 (設備導入等) 臼杵市 (産業観光課) ⑤補助金交付申請 ⑥補助金交付決定通知 ⑦補助金請求 ⑧補助金支払

5. 採択申請の概要

【募集期間】令和6年5月31日(金)まで

【提出書類】

- 補助事業採択申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 事業計画書に関する確認書(様式第3号)
- 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第4号)
- 経営状況が確認できる書類(直近3年の決算書、確定申告書等)の写し
- 事業内容が確認できる書類(見積書、写真、カタログ等)の写し
- 市税完納証明書
- ※事業計画書に関する確認書(様式第3号)は、認定経営革新等支援機関が事業計画に対する所見を記入するものです。国から認定を受けている経営革新等支援機関については中小企業庁ホームページから確認してください。(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/)

【提出場所】 臼杵市産業観光課(臼杵市役所臼杵庁舎2F)

6. 採択決定

事業内容の審査を行い、指定の決定をした時は、補助事業採択通知書(不採択の場合は補助事業 不採択通知書)により申請者に通知します(補助金の補助事業として採択したことを通知するもの であり、補助金の額を決定するものではありません。)。

採択された場合は、申請した事業計画に基づいて補助事業を実施してください。

7. 変更(廃止)申請

採択を受けた補助事業の内容を変更(廃止)しようとするときは、補助事業計画変更(廃止)申請書(様式第7号)を提出し、事前に承認を受けなければなりません。ただし、以下の軽微な変更の場合は必要ありません。

- 補助対象経費の 20 パーセント以内の流用増減
- 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更

8. 交付申請

補助事業が完了した日から起算して30日以内、または令和7年2月28日(金)までに、次に掲げる書類を提出してください。

- 補助金交付申請書(様式第10号)
- 事業実施が確認できる書類の写し
- 労働者を新規雇用した場合は、その事実が確認できる書類の写し
- 事業実施に係る支払を証明する書類の写し

9. 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

10. 補助金の支払

補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付請求書(様式第12号)により請求してください。請求書提出後、2週間程度で支払となります。

11. 成果の報告

補助金の交付を受けた事業者は、補助事業の成果について、事業が完了した年度の翌年度以後3年間にわたり事業状況報告書を提出してもらいます。提出する時期や報告書の様式については、対象者に別途お知らせします。

【問合せ先】

臼杵市産業観光課

TEL: 0972-86-2713 FAX: 0972-64-0203